

令和元年10月基準（現行）				令和2年10月基準（改定）				備考																																																																																																																							
第02章 工事費の積算 （中略） ② 間接工事費 1 総則 （中略） 1-2 共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工区域、工事場所による）				第02章 工事費の積算 （中略） ② 間接工事費 1 総則 （中略） 1-2 共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工区域、工事場所による）				文言の整理																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">施工地域区分</th> <th colspan="2">適用条件</th> <th colspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大都市(2)</td> <td>鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)</td> <td>市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市街地(DID補正)(1)</td> <td>橋梁保全工事</td> <td>市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>区分C以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>区分A・B以外(※)</td> <td>区分A・B以外の工種で、市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>山間僻地</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>山間僻地の判定基準による。</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>上記以外の地域</td> <td>全ての工種</td> <td>区分A～F以外の地域(地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)</td> <td>補正無し</td> <td>補正無し</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>				区分	施工地域区分	適用条件			補正係数		適用優先	工種区分	対象	共通仮設費	現場管理費	A	大都市(2)	鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)	市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1.2	1	B	市街地(DID補正)(1)	橋梁保全工事	市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1.1	2	C	一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	1.1	3	D	一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	区分C以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	1.1	4	E	市街地(DID補正)(2)	区分A・B以外(※)	区分A・B以外の工種で、市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1.1	5	F	山間僻地	全ての工種(※)	山間僻地の判定基準による。	1.3	1.0	6	G	上記以外の地域	全ての工種	区分A～F以外の地域(地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)	補正無し	補正無し	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">施工地域区分</th> <th colspan="2">適用条件</th> <th colspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大都市(2)</td> <td>鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)</td> <td>市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市街地(DID補正)(1)</td> <td>橋梁保全工事</td> <td>市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>区分C以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>区分A・B以外(※)</td> <td>区分A・B以外の工種で、市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>山間僻地</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>山間僻地の判定基準による。</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>上記以外の地域</td> <td>全ての工種</td> <td>区分A～F以外の地域(地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)</td> <td>補正無し</td> <td>補正無し</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>				区分	施工地域区分	適用条件		補正係数		適用優先	工種区分	対象	共通仮設費	現場管理費	A	大都市(2)	鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)	市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1.2	1	B	市街地(DID補正)(1)	橋梁保全工事	市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1.1	2	C	一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	1.1	3	D	一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	区分C以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	1.1	4	E	市街地(DID補正)(2)	区分A・B以外(※)	区分A・B以外の工種で、市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1.1	5	F	山間僻地	全ての工種(※)	山間僻地の判定基準による。	1.3	1.0	6	G	上記以外の地域	全ての工種	区分A～F以外の地域(地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)	補正無し	補正無し
区分	施工地域区分	適用条件				補正係数		適用優先																																																																																																																							
		工種区分	対象	共通仮設費	現場管理費																																																																																																																										
A	大都市(2)	鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)	市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1.2	1																																																																																																																									
B	市街地(DID補正)(1)	橋梁保全工事	市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1.1	2																																																																																																																									
C	一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	1.1	3																																																																																																																									
D	一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	区分C以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	1.1	4																																																																																																																									
E	市街地(DID補正)(2)	区分A・B以外(※)	区分A・B以外の工種で、市街地(DID補正)部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1.1	5																																																																																																																									
F	山間僻地	全ての工種(※)	山間僻地の判定基準による。	1.3	1.0	6																																																																																																																									
G	上記以外の地域	全ての工種	区分A～F以外の地域(地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)	補正無し	補正無し	7																																																																																																																									
区分	施工地域区分	適用条件		補正係数		適用優先																																																																																																																									
		工種区分	対象	共通仮設費	現場管理費																																																																																																																										
A	大都市(2)	鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)	市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1.2	1																																																																																																																									
B	市街地(DID補正)(1)	橋梁保全工事	市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1.1	2																																																																																																																									
C	一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	1.1	3																																																																																																																									
D	一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	区分C以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	1.1	4																																																																																																																									
E	市街地(DID補正)(2)	区分A・B以外(※)	区分A・B以外の工種で、市街地(DID地区)部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1.1	5																																																																																																																									
F	山間僻地	全ての工種(※)	山間僻地の判定基準による。	1.3	1.0	6																																																																																																																									
G	上記以外の地域	全ての工種	区分A～F以外の地域(地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)	補正無し	補正無し	7																																																																																																																									
※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない (注)1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎥以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注)2 適用条件の複수에該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。				※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない (注)1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎥以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注)2 適用条件の複수에該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。																																																																																																																											

令和元年10月基準（現行）				令和2年10月基準（改定）				備考																																																																																																																																		
第02章 工事費の積算 （中略） ② 間接工事費 1 総則 （中略） 1-2 共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工区域、工事場所による）				第02章 工事費の積算 （中略） ② 間接工事費 1 総則 （中略） 1-2 共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工区域、工事場所による）				文言の整理及び 工種区分、補正係 数、適用優先が変 更したことによる。																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th colspan="2">補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大都市(2)</td> <td>鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)</td> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市街地(DID補正)(1)</td> <td>橋梁保全工事</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>区分A・B以外(※)</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>山間僻地</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>上記以外の地域</td> <td>全ての工種</td> <td>補正無し</td> <td>補正無し</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>				適用条件			補正係数		適用優先	区分	施工地域区分	工種区分	共通仮設費	現場管理費		A	大都市(2)	鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)	1.5	1.2	1	B	市街地(DID補正)(1)	橋梁保全工事	1.3	1.1	2	C	一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	1.3	1.1	3	D	一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	1.2	1.1	4	E	市街地(DID補正)(2)	区分A・B以外(※)	1.2	1.1	5	F	山間僻地	全ての工種(※)	1.3	1.0	6	G	上記以外の地域	全ての工種	補正無し	補正無し	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th colspan="2">共通仮設費</th> <th colspan="2">現場管理費</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大都市(2)</td> <td>鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1)、(2)</td> <td>1.5</td> <td>1</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市街地(DID補正)(1)</td> <td>橋梁保全工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>一般交通影響有り(1)-1 別紙フローによる</td> <td>電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事(※)</td> <td>1.4</td> <td>2</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>一般交通影響有り(2)-1 別紙フローによる</td> <td>区分Cの工種(※)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>一般交通影響有り(1)-2</td> <td>区分Cの工種以外の工事</td> <td>1.3</td> <td>3</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>一般交通影響有り(2)-2</td> <td>区分Cの工種以外の工事</td> <td>1.2</td> <td>4</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>区分A・B以外(※)</td> <td>1.2</td> <td>5</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>山間僻地</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>1.3</td> <td>6</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>上記以外の地域</td> <td>全ての工種</td> <td>補正無し</td> <td>7</td> <td>補正無し</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>				適用条件			共通仮設費		現場管理費		区分	施工地域区分	工種区分	補正係数	適用優先	補正係数	適用優先	A	大都市(2)	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1)、(2)	1.5	1	1.2	1	B	市街地(DID補正)(1)	橋梁保全工事					C	一般交通影響有り(1)-1 別紙フローによる	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事(※)	1.4	2	1.2	2	D	一般交通影響有り(2)-1 別紙フローによる	区分Cの工種(※)					E	一般交通影響有り(1)-2	区分Cの工種以外の工事	1.3	3	1.1	4	F	一般交通影響有り(2)-2	区分Cの工種以外の工事	1.2	4	1.1	5	G	市街地(DID補正)(2)	区分A・B以外(※)	1.2	5	1.1	3	H	山間僻地	全ての工種(※)	1.3	6	1.0	6	I	上記以外の地域	全ての工種	補正無し	7	補正無し	7
適用条件			補正係数		適用優先																																																																																																																																					
区分	施工地域区分	工種区分	共通仮設費	現場管理費																																																																																																																																						
A	大都市(2)	鋼橋架設工事↓ 舗装工事↓ 電線共同溝工事↓ 道路維持工事↓ 下水道工事(1)、(2)	1.5	1.2	1																																																																																																																																					
B	市街地(DID補正)(1)	橋梁保全工事	1.3	1.1	2																																																																																																																																					
C	一般交通影響有り(1)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	1.3	1.1	3																																																																																																																																					
D	一般交通影響有り(2)↓ 別紙フローによる	全ての工種(※)	1.2	1.1	4																																																																																																																																					
E	市街地(DID補正)(2)	区分A・B以外(※)	1.2	1.1	5																																																																																																																																					
F	山間僻地	全ての工種(※)	1.3	1.0	6																																																																																																																																					
G	上記以外の地域	全ての工種	補正無し	補正無し	7																																																																																																																																					
適用条件			共通仮設費		現場管理費																																																																																																																																					
区分	施工地域区分	工種区分	補正係数	適用優先	補正係数	適用優先																																																																																																																																				
A	大都市(2)	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1)、(2)	1.5	1	1.2	1																																																																																																																																				
B	市街地(DID補正)(1)	橋梁保全工事																																																																																																																																								
C	一般交通影響有り(1)-1 別紙フローによる	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事(※)	1.4	2	1.2	2																																																																																																																																				
D	一般交通影響有り(2)-1 別紙フローによる	区分Cの工種(※)																																																																																																																																								
E	一般交通影響有り(1)-2	区分Cの工種以外の工事	1.3	3	1.1	4																																																																																																																																				
F	一般交通影響有り(2)-2	区分Cの工種以外の工事	1.2	4	1.1	5																																																																																																																																				
G	市街地(DID補正)(2)	区分A・B以外(※)	1.2	5	1.1	3																																																																																																																																				
H	山間僻地	全ての工種(※)	1.3	6	1.0	6																																																																																																																																				
I	上記以外の地域	全ての工種	補正無し	7	補正無し	7																																																																																																																																				
※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない (注)1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注)2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。				※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない (注)1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注)2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。																																																																																																																																						